

盛土規制法に基づく基本方針（案）について （補足）

令和 5 年 4 月 25 日

盛土規制法に基づく基本方針(案)について

概要

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣(国土交通大臣、農林水産大臣)が盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な方針(基本方針)を策定することとしている。
- なお、策定にあたっては、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

経緯・スケジュール

令和3年

12月24日 盛土による災害の防止に関する検討会による提言

令和4年

3月29日 盛土規制法案の提出 →5月20日成立

5月27日 盛土規制法公布

6月24日 林政審議会での盛土規制法概要説明

6～9月 有識者検討会における基本方針(案)等の議論

9月7日 林政審議会での基本方針(案)骨子説明

9月末 地方公共団体に基本方針(案)を公表

令和5年

2月20日 林政審議会での事前説明

4月10日 パブリックコメント開始(5月9日まで)

4月25日 林政審議会での補足説明【今回】

5月26日 盛土規制法施行

(施行後速やかに)

**林政審議会等の意見聴取
基本方針告示**

盛土規制法 第3条

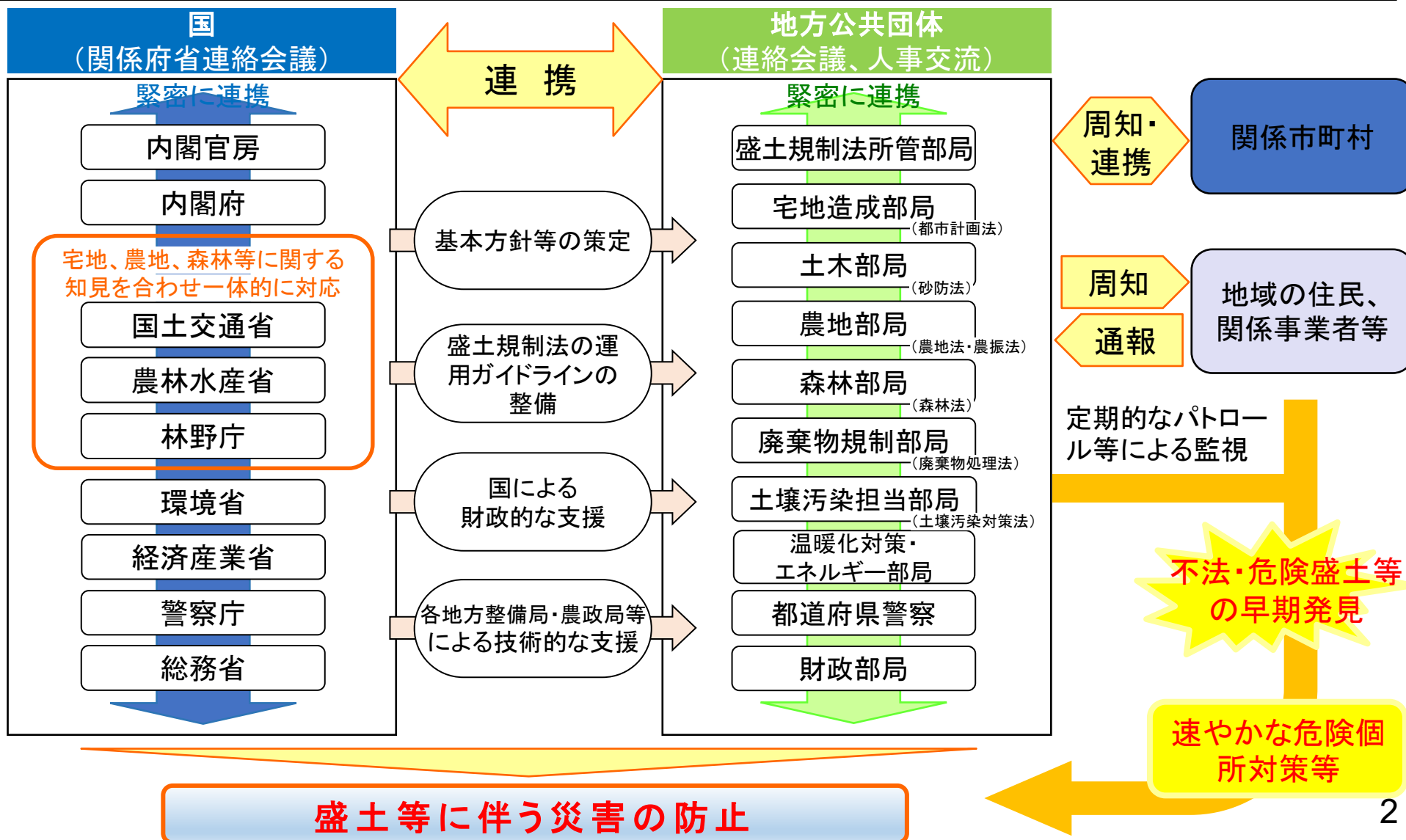
(基本方針)

第3条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
 - 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
 - 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
- 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

盛土等の安全対策に関する関係部局間の連携

- 盛土等に伴う災害の防止を図るためには、関係部局間で緊密に連携することが重要
- 国においては、関係府省連絡会議等を通じて連携体制を充実するとともに、地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立するとともに、既存法令等による対応も含め、関係部局と連携しつつ、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが重要



盛土規制法に関する通知・要領・ガイドライン等の公表・通知予定

要領・ガイドライン等	内容	公表・通知等
政令	許可が必要な 盛土等の対象規模 、許可に係る 技術的基準 など	案の公表：R4.9 公布：R4.12 施行：R5.5
省令	規制区域の指定方法、許可申請等の様式・添付書類など	公布：R5.3 施行：R5.5
盛土規制法に基づく 基本方針	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する 基本的な方針	案の公表：R4.9 告示：R5.5頃
施行通知	許可や、区域指定、既存盛土対応等を行うにあたっての 基本的な考え方 や 留意事項をまとめた通知	通知：R5.5頃
基礎調査実施要領 (規制区域指定編、既存盛土調査編) 基礎調査実施要領 (規制区域指定編)の解説	区域を指定するために実施する調査や、既存盛土への対応のために実施する調査にあたっての 調査方法を整理した要領	案の公表：R4.9(要領) R4.12(解説) 通知：R5.5頃(要領) 公表：R5.5頃(解説)
造成宅地防災区域指定要領	造成宅地防災区域指定にあたっての 基本的考え方を整理した要領	通知：R5.5頃(要領)
不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン	違法性の疑いのある盛土等を発見した際の 違法性や安全性等に関する現認方法 や、その後の対応のために 必要な法的手続きや安全対策等について整理したガイドライン	中間案の公表：R4.12 案の公表：R5.3 通知：R5.5頃(ガイドライン)
盛土等防災マニュアル 盛土等防災マニュアルの考え方	申請者(行為者)が行う盛土等の設計や施工、行政職員が実施する審査および検査を行う上で参考となる盛土の 設計及び施工の方法、留意点等について取りまとめた運用マニュアル	案の公表：R4.12 通知：R5.5頃(マニュアル) 公表：R5.5頃(考え方)
盛土等の安全対策推進ガイドライン 盛土等の安全対策推進ガイドラインの解説	既存盛土に対する 安全対策の進め方や手法等について取りまとめた運用ガイドライン	案の公表：R4.12 通知：R5.5頃(ガイドライン) 公表：R5.5頃(解説)

盛土規制法に基づく基本方針（案）への主なご意見について

主なご意見

ご意見に対する考え方

（関係部局間の連携・体制の確保）

- 都道府県等において、都市や農地、森林等の部局に広く跨るため、横の連携や情報共有が重要であり、また、都道府県と市町村がしっかり連携して、具体性・実効性のあるものとして運用していく工夫が必要。
- 基礎調査等を担う人材の確保が必要であり、実効性のある施策となるよう国からも都道府県等をしっかりと支援すること。

- 法に基づく規制を実効性あるものとするため、都道府県等における法所管部局の体制確立、土地利用規制担当部局の主体的な関与、廃棄物規制、環境、警察等の関係部局との緊密な連携等に加え、関係市町村等との連携や情報共有等により、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むこととしている。
- 国においては、都道府県等による法の運用が円滑かつ適切に行われるよう、基礎調査の実施要領やガイドラインの整備などの技術的な支援、基礎調査等必要な費用に対する財政面の支援を行うこととしている。

（規制区域の指定）

- 規制区域の指定に当たって、透明性が担保されるべき。
- 土地所有者の納得を得るために、データに基づく基本的な根拠を示すことが大切。

- 都道府県等による基礎調査の実施に当たっては、必要に応じて有識者等から意見を聴くこと、規制の候補区域を公表することに加え、規制区域の指定に当たって、関係市町村長の意見を聴くこととしている。
- 規制区域の考え方の整備に当たっては、国土交通省と農林水産省がそれぞれに蓄積した知見を合わせ、一体となって必要な対応を行う。また、基礎調査に関して、技術的な根拠等に基づき、詳細な実施要領等を策定予定（案を公表済）。
都道府県等において、これらの実施要領等を参考に基礎調査を実施し、規制区域を指定。

（盛土等の安全対策）

- 工事の許可に必要な技術的基準を一刻も早く確立し、それを明確に遵守するということが重要。
- 盛土等の施工中も、当該基準どおりに施工されているか、監視していくことが必要。

- 政省令は公布済（政令：令和4年12月、省令：令和5年3月）であり、より詳細なマニュアル類等についても、令和4年9月以降、案の段階から順次公表し、法施行後に速やかに確定したものを通知予定。
- 都道府県等は、許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、工事の施工状況の定期報告、施工中の中間検査等を実施することとしている。